アテナイの民会と 500 人評議会:継続する諸問題1

ピーター・J・ローズ P. J. Rhodes

訳:内川 勇海

アテナイの民会から始めましょう。前世紀における、M. H. Hansen による根気強く綿密な研究を経て²、我々はアテナイの民会がどのように機能していたのかに関して我々の先人たちが知っていたよりもはるかに多くのことを知っています。もちろん統治機構について理解することは、我々が知るべき事のすべてではありません。しかしアテナイのように、統治機構が十分に発達していた都市国家に関して、その機構について知ること、さらにそれらの機構が政治の領域で活動していた人々に提供した機会と制限について知ることは、我々が知るべきことの重要な一部です。Hansen 自身も、他の種類の問題の方がより重要であると考える研究者たちの批判に対して、彼の方法論の正当性を論じたある論文においてそう強調しています。しかし依然として不確かさと意見の相違が残るいくつかの問題があり、私は本稿でそれらのいくつかに焦点を置きたいと思います。

demos、民会そして法廷の間の関係性に関する、長期にわたる意見の相違はついに解決されたように思われます。多くの研究者は、細部においては異なる表現をしながらも、本質的な部分では合意しつつ、「アテナイ人たちは、民衆法廷と民会の両方が、それぞれのやり方で demos を代表していると見なしており、そしておそらく民衆法廷と demos との間の対照については意識していなかった⁴」と主張してきました。Hansen はこの説に反して、アテナイ人たちは demos という単語を民会に対しては用いたが民衆法廷に対しては用いなかったこと、demos と民衆法廷は同一視されるべきではないこと、そして前 4世紀において、graphe paranomon(違法提案に対する公訴)のような訴訟手続のおかげで、究極的な権力は demos = 民会ではなく、民衆法廷に属していたことを強く主張しました⁵。実質的には、民会はその決定の大多数に関して、民衆法廷で異議を申し立てられ

¹ 本稿は東北師範大学(長春市)の世界古典文明史研究所および、北京大学(北京市)の西方古典学中心で口頭発表されたものである。本稿の民会に関する部分は、V. Goušchin によってロシア語に翻訳され、O. L. Gabelko, A. V. Makhlauk & A. A. Sinitsyn (edd.), πεντηκονταέτια: Festschrift for I. E. Surikov (Moscow & St. Petersburg, 2018), 110-6 に "Афинское народное собрание: нерешенные проблемы"として掲載された。*本稿の原文は、Journal of Ancient Civilizations, 34-1 (2019), 39-67 に掲載されている。なお本稿日本語訳の『クリオ』への掲載は、P. J. Rhodes 博士および、Sven Günter教授のご快諾により実現したものである。お二人のご厚意に対して御礼申し上げる。

² 特に個別の問題に関しての論考は、彼の *The Athenian Ecclesia <I>: A Collection of Articles 1976—83* (Copenhagen: Museum Tusculanum P., 1983) および *the Athenian Ecclesia <II>: A Collection of Articles 1983—89* (Copenhagen: Museum Tusculanum P., 1989)、そして彼の研究の要約的な著作である *The Athenian Assembly in the Age of Demosthenes* (Oxford: Blackwell, 1987)に集成されている。

³ Hansen, "On the Importance of Institutions in an Analysis of Athenian Democracy", *C&M* 40 (1989), 107–13 = *Ecclesia II*, 263-9, replying to such studies as W. R. Connor, *The New Politicians of Fifth Century Athens* (Princeton U. P., 1971), 4–5, J. Ober, "The Nature of Athenian Democracy", *CP* 84 (1989), 322–34.

⁴ これは Rhodes, *A Commentary on the Aristotelian Athenaion Politeia* (Oxford U. P., 1981), 545, cf. 318, 489 における私自身の表現である。

⁵ 初出は Hansen, The Sovereignty of the People's Court (Odense U. P., 1974), 19-21. cf. "Demos, Ecclesia

ることなく、その決定は最終的なものとして受け入れられたということ、たしかに時として民衆法廷は民会の決定を覆すための graphe paranomon に召集され、時として実際に民会の決定を覆しましたが、たいていの場合そのような事態は生じなかったこと、そして民会をアテナイにおける究極的な意思決定機関であると評することは許容可能な単純化であるということを私は強調したいと思います。その上、この問題に関する Hansen の最新の研究は、議論の大半は実態よりもむしろ言語に関するものであったことを明らかにしました。すなわちアテナイ人たちは確かに、demos という単語を民会と結び付けていたのと同じようなやり方や程度で、民衆法廷と結び付けることはできませんでした。しかし、我々は民会と民衆法廷の両方を「demos を代表あるいは体現している」ものとはみなせませんが、彼は我々が両者を「polis (国家)を代表あるいは体現している」ものとみなすことは許してくれるでしょう。したがって、我々は民会と民衆法廷を互いに対立するものとして理解するべきではなく、むしろそれらはアテナイ人およびアテナイの polis が、それらによって自らを統治するところの 2 つの機関であったと主張することは依然として妥当なのです。

アゴラとアレオパゴスの丘の南西、アクロポリスの西側に位置し、民会が開催される Pnyx(民会議場)に関する議論もありました 7 。考古学的には、3 つの時期が確認できます。第 1 の時期はおそらく前 6 世紀末に属し、ペイシストラトス一族の僭主政終焉後の民会の重要性の増大と、合理的に関連付けられるでしょう 8 。第 2 の時期は前 5 世紀末に属し、通常、研究者たちは、発言者たちが海に対する南ではなく、海を背にする北を向くように 9 (それはもちろん傍聴席に座る市民たちは北向きから南向きという変化を経験したことを意味します)、前 404-403 年に 30 人政権が Pnyx の向きを逆にしたというプルタルコスの証言を信用してきました。しかしながら通説が、30 人政権は長期間権力の座にあることはなく、民主的な民会の集会場所を改築することに関心があったとは思えない、したがってプルタルコスは誤りであり、Pnyx の改装は前 403 年以降の民主政回復後の仕事である可能性が高いという理由で、Moysey によって否定されたのはもっともなことです 10 。

and Dicasterion in Classical Athens", GRBS 19 (1978), 127–46 = Ecclesia < I>, 139–160.

⁶ Hansen, "The Concepts of Demos, Ekklesia and Dikasterion in Classical Athens", *GRBS* 50 (2010), 499–536, 特に 516–9 頁。

⁷ 半世紀前に知られ、あるいは信じられていたことに関しては、J. Travlos, *Pictorial Dictionary of Ancient Athens* (London: Thames & Hudson for Deutsches Archäologisches Institut, 1971), 466–76 を見よ。B. Forsén & G. R. Stanton (edd.), *The Pnyx in the History of Athens* (Helsinki: Finnish Institute at Athens, 1996) は近年の研究の集成である。

⁸ 前 460 年ごろという年代が H. A. Thompson, "The Pnyx in Models", in Studies in Attic Epigraphy, History and Topography... E. Vanderpool (Hesperia Supp. 19 [1982]), 133–47 の 136–7 頁で示唆されたが、前 6 世紀末という年代決定は、J. McK. Camp, The Archaeology of Athens (Yale U. P., 2001), 46–7 によって採用されている。

⁹ Plut. Them. 19. 6.

¹⁰ R. A. Moysey, "The Thirty and the Pnyx", *AJA*2 85 (1981), 31–7. 彼以前の見解としては E. Meyer, "Pnyx", *RE* xxi. 1 (1951), 1106–29 の 1116–7 頁を参照。 Hansen, "The Construction of Pnyx II and the Introduction of Assembly Pay", *C&M* 37 (1986), 89–98 = *Ecclesia II*, 143–52(–53)は民主政復活後の民会

アテナイの民会と 500 人評議会

第3の時期の年代は、リュクルゴスの時代である前330年代とローマ皇帝ハドリアヌスの時代である後2世紀の間で長らく論争されていました。しかしながら、ある綿密な研究は、その遺跡から見つかったローマ時代の陶器の大部分は後3世紀のものであり、第3の時期に関する証拠ではなく、その遺跡における後世の貫入物であり、この時期の現存する壁の、フォキス地方の都市 Panopaeus の壁との類似性は、(もし壁が正確に年代確定可能ならば)、前346-338年頃を示唆するということを示しました 11 。改築作業は前340年代に計画されたが、実際に行われたのは前330年代であるという可能性もあります 12 。この第3の時期のPnyxは未完成のまま放棄されましたが、その理由は、新ディオニュソス劇場が、民会を開くのにより便利な場所として見いだされたからだということが指摘されています 13 。新ディオニュソス劇場は前330年頃に建設され、前320/19年に完成しました 14 。

研究者たちは何人くらいの人々が民会に集まり、Pnyx は、その異なる時期にどれくらいの人数を収容できたのかについても検討してきました。出席に関する文献学的な証拠は限られています。前 411 年の寡頭派政権は、出席数は決して 5000 人に達しなかったと主張したと伝えられていますが¹⁵、それは真実ではないでしょうし、もし真実だったとしても、それはアテナイ海軍がサモス島を拠点としていたペロポネソス戦争の最後の数年における特殊な状況において妥当することであり、通常であれば妥当しないでしょう。前 4 世紀のアテナイには、おそらくペロポネソス戦争開始前に擁していた人口の半分の数の市民しかいなかったでしょう¹⁶。おそらく前 380 年代に、アテナイ市民権授与決議は、次の民会の集会において少なくとも 6000 人の投票者によって可決される必要があるという法律が制定されました¹⁷。そして 6000 票が得られなかったという場合がかつて存在したと示唆する史料はないので、(総数約 30000 人の市民のうち) 6000 人以上の出席は前 4 世紀において普通のことであったと想定することができます¹⁸。しかしながら、Hansen は前 330 年代から 320 年代に執筆された『アテナイ人の国制』の時代には、民会

出席手当の導入との関連を示唆している。

¹¹ S. I. Rotroff & J. McK. Camp, "The Date of the Third Period of the Pnyx", *Hesperia* 65 (1996), 263–94. ¹² Aeschin. 1. *Timarchus* 81–4 および N. R. E. Fisher, *Aeschines, Against Timarchos* (Oxford U. P., 2001), 217–8 を参照。

¹³ J. McK. Camp, "The Form of Pnyx III", in Forsén & Stanton, *The Pnyx*, 41–6 の 45–6 頁。彼以前の見解は R. A. de Laix, *Probouleusis at Athens* (U. of California P., 1973), 173–4 および Poll. 8. 132–3 を参照。

¹⁴ 前 330 年頃: Rhodes & Osborne 94 = IG ii³ 352, 15–20. 前 320/<u>19</u>年: C. Papastamati-von Moock, "The Theatre of Dionysus in Athens: New Data and Observations on its 'Lycurgan' Phase", in E. Csapo, H. R. Goette, J. R. Green & P. J. Wilson (edd.), *Greek Theatre in the Fourth Century B.C.* (Berlin: de Gruyter, 2014), 15–76.

¹⁵ Thuc. 8. 72. 1.

¹⁶ Hansen, *Three Studies in Athenian Demography* (Copenhagen: Munksgaard for Royal Danish Academy, 1988), 14–28.

¹⁷ [Dem.] 59. Neaera 89–90 および M. J. Osborne, Naturalization in Athens (Brussels: Royal Academy, 1981–3), iv. 161.

¹⁸ Hansen, "How Many Athenians Attended the Ecclesia?", *GRBS* 17 (1976), 115-34 = Ecclesia < I >, 1-20(-23).

出席手当の方が裁判員手当よりも高かったという事実から、6000人の出席は簡単には実現されず、通常の出席人数は6000人をそう多くは超えなかったと論じています¹⁹。

Pnyx は何人くらいの人々を収容できたかという問題は、傍聴席の広さだけでなく、アテナイ人たちが、混雑する集会において、どの程度窮屈な状態で詰め込まれることに同意したのかという点にも依存します。Hansen は第1の時期における最大収容人数は 6000人、第2の時期は 8000人、第3の時期は 13800人であると論じました。これに対して出席者1人当たりに、よりせまい面積を割り当てる Stanton は、第1期は 10400人、第2期は 14800人、第3期は 24100人という(Hansen に比べ)より多くの最大収容人数を主張しました 20 。ここで私は、Hansen の提唱する少ない方の数字が、たいていの民会集会においてはより現実的であるものの、Stanton の提唱する多い方の数字も、例外的に出席者が多かった 2、3の民会集会においては達成されたのではないかと考えています。

前420年代には、市民たちは赤い染料に浸された縄を携えた男たちによって、アゴラ から Pnyx に追い立てられ、紐によって印をつけられたのにもかかわらず、民会に出席 しなかった者たちには罰金が科されることがありました21。前403年の民主政回復以降、 民会出席手当が導入されました22。アリストファネスの『女の議会』から、民会にあまり にも遅く到着した者には手当が支払われなかったことは明らかです23。そして手当が支 払われたのは決まった人数、おそらく、いくつかの場合において決定が有効であるため に要求された 6000 人、であったようです。P. Gauthier はカリア地方の都市イアソス出土 の碑文に関する研究の中で、手当が支払われたのは決まった人数ではなく、決まった時 間までに到着した者であると指摘し、そのねらいはより多くの人々の出席よりはむしろ 時間に正確な出席であり、アテナイでは時間ではなく人数が定められていたけれども、 同様のねらいがアテナイにも当てはまると示唆しました²⁴。Hansen はそれに対する反論 で、時間の正確さと、より多くの人々の出席というねらいは互いに排他的ではないと指 摘しましたが25、私にとっては依然として、民主政回復後まもなくという、民会出席手当 導入時期は、時間の正確さよりもむしろ出席人数をより重要な考慮事項として示してお り、手当導入のねらいは、民会が十分な出席者で満たされることを保証することで、前 411年と前404年に民会がなしたように、民主政廃止に賛成票を投ずることを説得され ないようにするためであるように思われます。

¹⁹ 支払額については Ath. Pol. 62.2 を見よ。

²⁰ Hansen, "Reflections on the Number of Citizens Accommodated in the Assembly Place on the Pnyx", in Forsén & Stanton, *The Pnyx*, 23–33; Stanton, "The Shape and Size of the Athenian Assembly Place in its Second Phase", in Forsén & Stanton, *The Pnyx*, 7–21 を見よ。ディオニュソス劇場は 15000 人以上を収容できた。Camp, *The Archaeology of Athens*, 145–6 を参照。

²¹ Ar. Ach. 21-2 およびその古註。

²² Ath. Pol. 41. 3.

²³ Ar. *Eccl.* 185–8, 282–92, 380–91.

²⁴ SEG xl 959 = Rhodes & Osborne 99 および P. Gauthier, "L' Inscription d' Iasos relative à l'ekklesiastikon (I. Iasos 20)", BCH 114 (1990), 417-43 の 439-41 頁、"Sur l' Institution du misthos de l'assemblée d' Athènes", in M. Piérart (ed.), Aristote et Athènes / Aristoteles and Athens (Paris: De Boccard for U. de Fribourg, 1993), 231-50.

²⁵ Hansen, in Forsén & Stanton, *The Pnyx*, 30.

アテナイの民会と 500 人評議会

依然として継続している別の議論は、民会がどれくらいの頻度で開催されたのかを検討しています。『アテナイ人の国制』には直接的に民会に充てられた箇所はありませんが、500人評議会に関する箇所の中で、各プリュタネイア(10部族のうちの1部族出身の50人の評議員が、その期間中当番評議員を務めるところの、1年の10分の1の期間)における民会の4度の集会の詳細を、各集会に割り当てられたそれぞれの議題とともに説明しています²⁶。伝統的な見解は――私は、それは正しいと考えているのですが――、4度の開催のうちの1つを ekklesia kyria すなわち主要民会(必ずしも1つのプリュタネイアにおける4回の民会のうちの最初の集会である必要はありません)と呼ぶことは、ekklesiai kyriai が唯一の定例の集会であった時代の名残であり²⁷、各プリュタネイアにおける民会の1度の開催から4度の開催への増大は、前462/1年のエフィアルテスの改革からはしばらく後だが、おそらく前431年のペロポネソス戦争の開始よりは前に行われた、そして、常に ekklesiai synkletoi という臨時民会が、通常の民会に加えて存在しえた、というものです。

これに反して Hansen は前 355 年頃まで ekklesia kyria は唯一の通常の集会だったが、eisangeliai (弾劾裁判)を裁定するための民会の利用は、異なる数の臨時民会の開催を要求した、そしてその後しばらくは各プリュタネイアに 4 度ではなく 3 度の通常民会が開催された 28 、と主張しています 29 。彼は前 347/6 年までに 3 度の通常民会は 4 度に増やされ、(彼は前 347/6 年の第 8 プリュタネイアに 4 度の民会開催を主張しますが、他の研究者たちは 5 度以上民会が開催されたはずだと考えています)、臨時民会の開催は今や不可能となったと考えています 30 。しかし前 347/6 年に ekklesiai synkletoi は確認されているのですが、彼は、これらは、通常の集会に付け加えられた臨時民会ではなく、5 日間の告知がなされないという特殊なやり方で召集された通常の集会であると主張するのです 31 。この説が引き起きした論争において、伝統的な見解はとりわけ E. M. Harris によって擁護されました 32 。

ここで私は、Hansen は彼の主張を確立することに成功していないと考えています。彼自身が、民会が eisangeliai を裁定するために用いられる場合には臨時民会の開催は可能であると考えていますし、緊急の議題が生じる可能性は常にあるのですから、臨時集会の開催を禁止するような改革を想像することは難しいと思います。デモステネス『ティモクラテス弾劾』のいくつかの節において「第3の民会」は、偽作として退けられるべ

²⁶ Ath. Pol. 43. 3–6.

²⁷ この見解は Hansen によって受け入れられている。 e.g. *The Athenian Assembly*, 25.

²⁸ Dem. 24. *Timocrates* 25 を根拠にしている。同弁論 21 節の法文を参照。

²⁹ Hansen, "How Often did the Ecclesia Meet?", *GRBS* 18 (1977), 43–70 = *Ecclesia* <*I*>, 35–62(–72). "ἐκκλησία σύγκλητος in Hellenistic Athens", *GRBS* 20 (1979), 149–56 = *Ecclesia* <*I*>, 73–80(–81)ではヘレニズム期まで拡大されている。

³⁰ Dem. 19. Embassy 154, Aeschin. 2. Embassy 61, 72 を根拠にしている。

³¹ 通常 5 日間の告知がなされた。Phot. π 1281 Theodoridis πρόπεμπτα を参照。

³² 初出は E. M. Harris, "How Often did the Athenian Assembly Meet?", *CQ*² 36 (1986), 363–77 = Harris, *Democracy and the Rule of Law in Classical Athens* (New York: Cambridge U. P., 2006), 81–101. Rhodes, *Commentary*, 521–2; M. J. Osborne, "Secretaries, *Psephismata* and *Stelai* in Athens", *Anc. Soc.* 42 (2012), 39–59 Ø 34 n. 6 も参照。

きかもしれない、挿入された法文においてのみ、当該のプリュタネイアにおける3番目の民会として数えられているのですが、他方でデモステネス自身の言葉においては、それは最初の diacheirotonia (挙手採決) から数えて第3の民会なのです。それは Canevaro が理解するように、起点となる民会を含まない数え方における3番目、すなわち diacheirotonia から3番目の集会かもしれません。しかし、たとえ数え方が起点となる民会を含むものであり、その意味が diacheirotonia から2番目の集会であるとしても、このことは、前350年代の1つのプリュタネイアにおいて民会が何度開催されたかについて我々に何も教えてくれません33。前346年の春についてデモステネスとアイスキネスが述べていることは、通常の民会に加えて民会を開くことはできないということを証明していません34。そして Elaphebolion 月の18日と19日の民会を、2日間に及ぶ単一の集会であると見なさない限り35、前347/6年の第8プリュタネイアには民会は4度しか開催されなかったと主張し続けるのは困難です。

ekklesiai synkletoi に関しては、古辞書学者と古註学者たちは通常それらを追加の集会として理解しています³⁶。確かに彼らは、10 部族ではなく 12 部族が存在し、各月/プリュタネイアに 3 回の通常民会が開催されていたヘレニズム期初期を参照して記述していますし、また通常民会を指し示すために様々な言い方を用いていますが、それは彼らの記述の基本的な点を無価値にするものではありません。Hansan が通常の手続きを経ずに招集されたあらゆる民会は synkletos という分類に適合すると主張するのは、もしかしたら正しいのかもしれません。しかし、もしそれが正しいとすれば、いくつかの民会はその意味と、通常の民会に加えて召集された特別民会という意味の両方において、synkletoiであったということになるのかもしれません。

R. M. Errington が、各プリュタネイアにおける 4 度の通常民会の日程は前 330 年代に刷新されたものであると主張したとき、議論はさらに複雑化しました。しかし私が思うに、彼は証拠の解釈において重大な誤りを犯しており、私は彼の見解に対して反論しました³⁷。

³³ M. Canevaro, "Nomothesia in Classical Athens: What Sources should we Believe?", *CQ*² 63 (2013), 139–60. Cf. M. Canevaro with E. M. Harris, *The Documents in the Attic Orators: Laws and Decrees in the Public Speeches of the Demosthenic Corpus* (Oxford U. P., 2013), 94–102. 20–3 節の法文の真正性は Hansen, "The Authenticity of the Law about *Nomothesia* Inserted in Demosthenes *Against Timokrates* 20–23", *GRBS* 56 (2016), 438–74 によって弁護された。同論文の 467-8 頁では、彼は起点となる民会を含む数え方を採用しており、25 節でデモステネス自身が意味するところは 21 節の法文の意味するところと同じ、すなわちプリュタネイアにおける 3 番目の民会という意味であると理解している。

³⁴ D. M. MacDowell, Demosthenes, On the False Embassy (Oration 19) (Oxford U. P., 2000), 266-7 も参照。

³⁵ Hansen, "How Often", 59 = Ecclesia < I >, 51 は Aeschin. 2. Embassy 61, 65 および「2 つの民会」に言及するその他の史料の方が、Aeschin. 2. Embassy 53 における ἐκκλησίαν ἐπὶ δύο ἡμέρας (「2 日間にわたる民会」) よりも真実らしいと認める。

³⁶ E.g. schol. Dem. 24. *Timocrates* 20 (53 Dilts).

³⁷ R. M. Errington, "ἐκκλησία κυρία in Athens", *Chiron* 24 (1994), 135–60. Rhodes による反論は、 "Ekklesia Kyria and the Schedule of Assemblies in Athens", *Chiron* 25 (1995), 187–98. アテナイ以外の場所における ekklesia kyria およびその他の名称については Errington, "ἐκκλησίας κυρίας γενομένης",

『アテナイ人の国制』は各プリュタネイアの4度の通常民会のそれぞれに、特定の議題を指定しています。すなわち主要民会には役人の信認に関する投票、穀物(供給)、(田園部)防衛、財産没収、遺産相続、そして第6プリュタネイアには陶片追放と probolai (民会告訴)を、2番目の民会には嘆願を、そして残り2回の民会には「神事に関する問題3件、伝令と外国使節に関する問題3件、俗事に関する問題3件」という項目の下、その他の議題を、それぞれ割り当てています38。これらは特定の議題が、指定された民会において取り上げられねばならないという規定であるということについて、Hansenと私の意見は一致しています39。しかし Errington は彼の論文で、それらの規定を、特定の議題はそのために指定された民会でのみ取り上げられ、それ以外の民会では取り上げられないという、制限的な意味で理解しました。碑文史料を参照する限り、この説を維持することは困難ですし、各プリュタネイアの4度の通常民会のうちのひとつが、嘆願に関する問題のみに割り当てられていたとは信じ難いでしょう。

ある特定の民会集会(特に、より長大な規定された議題のリストを有する ekklesia kyria) は数多くの議題を話し合ったことでしょう。ここで「神事に関する問題3件、伝令と外 国使節に関する問題3件、俗事に関する問題3件」という3番目と4番目の民会に割り 当てられた議題に関する疑問が生じます。これらの議題の分類の最後のものに関して『ア テナイ人の国制』で用いられている用語は hosia ですが、hiera すなわち「神聖な」と対 照されるときには、hosia すなわち「正しい」は「世俗的な」(ただし神々に敵対的では ない)を意味すると、一般的に合意されています。前411年の寡頭政の文脈で同一の分 類に言及しているある一節は、hosia ではなく ta alla、すなわちその他の議題、という言 葉を用いています。他方これらの分類に言及するもう一つの史料、すなわちアイスキネ ス『ティマルコス弾劾』のある一節は hosia を用いています40。最近 J. H. Blok は、hosia は常に神々にとって好ましいという意味を保持しており、『アテナイ人の国制』の先ほど の箇所(Ath. Pol. 30.5)の少し後に出てくる一節(Ath. Pol. 43.4-6)とアイスキネスの一 節における分類は民会のすべての議題を取り扱ってはおらず、hosia ではない俗事に関す る議題という分類も存在し、それは民会の特定の集会には割り当てられていなかったと 論じました4º。アテナイ市民団に属するということに関連する重要な一要素としての、 宗教的な側面についての彼女の見解は、私は正しいと考えていますし、とても重要なこ とです。しかしこのような文脈において hosia は実質的には俗事を意味するようになり、 hosia とは区別された俗事に関する議題という分類はなかったと私は依然として考えて います。

Chiron 25 (1995), 19-42; P. J. Rhodes with D. M. Lewis, The Decrees of the Greek States (Oxford U. P., 1997), 505-6 を参照。

³⁸ Ath. Pol. 43. 4-6.

³⁹ Rhodes, *Commentary*, 523, 528; Hansen, *The Athenian Assembly*, 27–8. 民会決議が *ekklesia kyria* で可決されたのか、*ekklesia kyria* ではない民会において可決されたのかを示す碑文によって確かめられる。反対意見としては Errington, "ἐκκλησία κυρία", 146.

⁴⁰ Ath. Pol. 30. 5; Aeschin. 1. Timarchus 23.

⁴¹ J. H. Blok, "Hosie and Athenian Law from Solon to Lycyrgus", in V. Azoulay & P. Ismard (edd.), Clisthène et Lycurgue d'Athènes (Paris: Publications de la Sorbonne, 2011), 233–54 の 252–3 頁および Citizenship in Classical Athens (Cambridge U. P., 2017), 84–6.

取り上げられるべき議題の数についても論争がありました。上述の『アテナイ人の国制』の一節が、それぞれの分類につき3件と明言していることを除けば、これらの分類を用いているすべての史料は、数については言及していません。Hansen は3件というのは下限であると理解します。しかし必ずしも、各民会において各分類につき3件の議題が上程される必要はありません。第6プリュタネイアの主要民会の日程において、アテナイ人と在留外人に対するprobolaiに関して分かっているのは、「それぞれ3件まで」ということであり、私はこれらの議題に関しても3件というのは下限ではなく上限であると見なされていたのではないかと考えています。Wilamowitzは前411年の「将来の国制」において議題は籤で選ばれると注記しています。そして以下で見るように、彼は、500人評議会が3件より多い議題を上程した場合、procheirotonia(予備採決)を、どの議題を話し合うべきか、そしてそれらをどのような順番で話し合うべきかを選ぶための民主主義的な方法であると解釈しました。これが正しいか否かに関わらず、私は、もし特別な状況においてやむを得ないと見なされれば、アテナイ人たちは喜んで彼ら自身の規則を破り、一つの分類において3件より多い議題を話し合っただろうと考えています44。

デモステネスのある 1 節は、アテナイ人の慣習を専制的な支配体制のそれと比較しつつ、アテナイではあらゆることがしかるべき手続きに従わなければならないと述べています。すなわち 500 人評議会は、伝令と外交使節が議題である場合、probouleuma(民会へ回付されるべき予備決議)を作成しなければならず、そのあとで民会が、法律が定める期日に開催されなければなりません⁴5。私たちは、500 人評議会は特定の日に定められた特定の議題を有していたという、これ以外の証拠を持っていません。わたしは、デモステネスが単にこの節において、法律を遵守するアテナイと、他の政治体制との対比を最大化するために、いくつかの手続きに関する情報を組み合わせているに過ぎないのではないかと考えています。市民権授与が2番目の民会で承認される必要があるとき(上記参照)、それは通常、『アテナイ人の国制』の中で言及される特定の民会における特定の議題について何ら言及することなしに、「最初の」あるいは「それに続く」民会において〔承認されるべし(〔〕内は翻訳者による補い、以下同)〕と言われる、ということも付け加えることができるでしょう⁴6。

『アテナイ人の国制』は、「ときには procheirotonia なしに議題を処理することもある ⁴⁷」という、もどかしい言及で民会の議題に関する概観を締めくくっていますが、 procheirotonia とは何であったか、あるいはそれはいつ用いられたのかに関する説明は一

⁴² E.g. Hansen, "How Often", 51 = 43; The Athenian Assembly, 92-3.

⁴³ Ath. Pol. 43. 5. ここから生じる問題に関しては Rhodes, Commentary, 526-7 を参照。

⁴⁴ Hansen もある状況においてはこのような規則違反の存在を信じる用意がある。(例えば、法律と民会決議の区別に関しては"Did the Athenian *Ecclesia* Legislate after 403/2 B.C.?", *GRBS* 20 [1979], 27–53 の 38-9 頁 = Ecclesia < I>, 179-205(-206)の 190-1 頁、発言者を遮る行為の禁止については *The Athenian Assembly*, 71)しかし上述のように、前 355 年頃以降の特別民会の存在を認めない点においては、彼は規則を遵守することに固執している。

⁴⁵ Dem. 19. *Embassy* 185.

⁴⁶ [Dem.] 59, Neaera 89, cf. e.g. IG ii² 109. b. 16–19 = Osborne, Naturalization, D 11. 51–4.

⁴⁷ Ath. Pol. 43. 6.

切ありません。この言葉は何らかの種類の「予備的な採決」を意味しているはずです。 現存する弁論作品には procheirotonia に関する2度の言及があり48、またリュシアスのあ る弁論作品の一断片は probouleuma が 500 人評議会から民会に回付される際に、それが 民会で議論されるべきか、それとも単に批准されるべきかどうかを決定するために用い られると主張しています⁴⁹。研究者の意見は様々です。ある研究者たちは断片が述べる ところを受け入れ50、他の研究者たちは、選択肢は probouleuma を可決するか否決するか であるという考えから、断片の内容に反対しました51。さらに別の研究者たちは、前411 年の「将来の国制」において、議題は籤引きで選ばれるべきであると構想されたことを 念頭に、評議会があまりにも多くの議題を提案した時に、それらのうちのどれが議論さ れるべきかを決める投票が procheirotonia であったと示唆することで、断片の内容を再解 釈しました52。私は、私自身がこの議論に参加することは躊躇してきましたが、最後の見 方にいくらかの共感を示してきました⁵³。これに対して Hansen はスイスの Landsgemeinde として知られる民衆集会における手続きを参照しつつ、議題を効率よく処理するための 方法として、リュシアス断片が述べる解釈を強く支持する議論を展開しました。すなわ ち、もし probouleuma が特定の勧告を含んでいた場合(すべての probouleuma が含んで いたわけではなかった)、それはまず procheirotonia にかけられ、もし誰も反対票を投じ なければ、その probouleuma は議論なしに可決されるが、もし少なくとも 1 人が反対票 を投じれば、その probouleuma は議論されなければならなかっただろう、と論じました ⁵⁴。私が知っている限り、それ以来 *procheirotoina* に関する議論はありませんでしたし、 私の、最近の『アテナイ人の国制』の校訂版においても、特定の説を採らずに、様々な 見方について言及するに留めています55。現在私たちが有している証拠では、いずれの 説明も正しいとは証明できません。しかし Hansen の説明は信用できるものであり、私た ちが有している大部分の具体的な証拠を正しく評価しています。

議題が民会に提起されたら、伝令が τίς ἀγορεύειν βούλεται; (「誰か発言したい者はいるか?」) 56 と宣言します。アイスキネス弁論の 2 つの節は、かつては 50 歳を超えた者たちが最初に発言するように促されたが、前 345 年から前 330 年の間に、この慣習は廃止されたことを示唆しています 57 。 Hansen はこの史料を受け入れる研究者たちの 1 人です 58 。しかし、年長の市民たちにそのような優先的な発言を促すことが始まった時期に関

⁴⁸ Dem. 24. *Timocrates* 11–12, Aeschin. 1. *Timarchus* 23.

⁴⁹ Lys. fr. 227 Carey.

⁵⁰ E.g. G. Busolt & H. Swoboda, Griechische Staatskunde (München: Beck, 1920-6), ii. 996.

⁵¹ E.g. J. H. Lipsius, "Procheirotonie und Epicheirotonie", LSKP 17 (1896), 405–12.

⁵² E.g. U. von Wilamowitz-Moellendorff, *Aristoteles und Athen* (Berlin: Weidmann, 1893), ii. 254–6 は *Ath. Pol.* 30. 5 と比較している。

⁵³ Rhodes, The Athenian Boule (Oxford U. P., 1972), 58 n. 4, Commentary, 530–1.

⁵⁴ Hansen, Ecclesia <I>, 123–30;彼以前の研究として de Laix, Probouleusis at Athens, 182を参照。

⁵⁵ Rhodes, *Aristotele, Costituzione degli Ateniesi* (Milano: Mondadori for Fondazione Lorenzo Valla, 2016), 324; 英語版: *The Athenian Constitution Written in the School of Aristotle* (Aris & Phillips Classical Texts. Liverpool U. P., 2017), 353.

⁵⁶ E.g. Ar. Ach. 45, Dem. 18. Crown 170, 191.

⁵⁷ Aeschin. 1. *Timarchus* 24, 3. *Ctesiphon* 4.

⁵⁸ E.g. Hansen, *The Athenian Assembly*, 91.

する、十分な証拠はありません 59 。R. J. Lane Fox は、それはアイスキネスが捏造したものにすぎないと示唆しています 60 。他の研究者たちは、それはソロンの法で定められたが、前 $^{462/1}$ 年のエフィアルテスの改革より前に、施行を廃止、あるいは中止されたと考えています 61 。私が思うに、もしこの規則がアイスキネスの時代まで施行されていたならば、私たちはそれに関する、より明確な証拠を見出すことを期待してしかるべきです。したがって、私たちは、それは決して本当の規則ではなく、アイスキネスによって捏造されたものだったか、あるいは、それは古い時代の規則だったが、エフィアルテスの時代より前に用いられなくなったという、別の説明のどちらかを選ばなければなりません。そして私は、それは捏造された規則だったとする Lane Fox の示唆がより真実らしいと思います。確かにアテナイには 18 歳、あるいは 30 歳よりも高い最低年齢が要求される役職がありました 62 。しかしアイスキネス以外の誰によっても言及されず、未だかつて適用されたことが知られてもいない、 50 歳を超える者に民会での優先発言権を与えるという法律の存在は仮定しない方がよいでしょう。

約 6000 人が出席する集会で、発言を望む者はいかにして議長団の注意を惹き、自分が発言するために演台に呼ばれるように仕向けたのでしょうか⁶³。常連の発言者の中には集会の前に議長団のメンバーに近づき、自分はある特定の問題について発言を望み、いつもの場所 — 例えば前列左側 — に座っているだろうと話す者もいたかもしれません。しかし Hansen は民会にはほんの一握りの常連の発言者と、たまにしか発言や提案をしないはるかに大勢の人々がいたということを明らかにしました⁶⁴。たまにしか発言しない者はどのようにして自分が発言したいときに指名されるように仕向けたのでしょうか。私たちにはわかりません。私たちに言えることは、ある者が、自分は発言を望んだが、指名されなかったので発言できなかったと主張する史料は存在しないということだけです。

何人の発言者を指名し、いつ議論を終えるべきかを決めるのはおそらく議長団の責務でした。Hansen は発言者の数や演説の長さに関する法的な制限はなかったと指摘しています (他方、法廷では時間制限がありました) 65。例えばトゥキュディデスは、彼が報告することにした議論からの1、2の演説に進む前に「他の多くの者たちが、いずれかの側

⁵⁹ Hansen によって引用されている Hdt. 7. 142. 1 は適切な史料ではない。それは年配の人々による 弁論について言及しているが、彼らが最初に発言するように促されたとは言っていない。

 $^{^{60}}$ R. J. Lane Fox, "Aeschines and Athenian Democracy", in *Ritual, Finance, Politics* . . . *D. Lewis* (Oxford U. P., 1994), 135–55 \oslash 147–9 頁。

⁶¹ E.g. K. Kapparis, "The Law on the Age of Speakers in the Athenian Assembly", RM² 112 (1998), 255–9.

⁶² 例えばエフェーボイの sophronistai は 40 歳以上。Ath. Pol. 42. 2 参照。

⁶³ エフィアルテスの改革の前はおそらくアルコン達、それ以降おそらく前380年代までは*prytaneis* (1 部族から選ばれた 500 人評議会の中の 50 人の評議員)、そしてそれ以降は当番評議員以外の各部族選出の評議員各 1 名で構成される新たに創設された *proedroi* の同僚団が議長を務めた。 (*prytaneis*, e.g. Thuc. 6. 14, Xen. *Hell*. 1. 7. 14–15; *proedroi*, *Ath. Pol.* 44. 2–3. 議長を務めた人物に関する碑文史料も参照。)

⁶⁴ Hansen, "The Number of Rhetores in the Athenian Ecclesia", *GRBS* 25 (1984), 123–55 = *Ecclesia* II, 93–125(–127).

⁶⁵ Hansen, The Athenian Assembly, 91.

の意見に与して、前に進み出て発言した」というような定型句を用いています66。

議論が終わると、票決が行われる必要がありました。議長団はどのようにして、ある 動議を票決に付すことを決定したのでしょうか。もし probouleuma が特定の勧告をした 場合、おそらく票決はその点に関して行われたでしょう。そしてもし複数の修正案が提 案された場合、もしかしたら probouleuma に関する票決の前に、個別に票決されたかも しれません。しかしもし議論の過程で3つか4つの異なる提案が異なる発言者たちによ って提案された場合はどうでしょうか。Hansen は、提案者たちは proedroi (議長団) に 書面で提案を提出する必要があったと論述し、アイスキネスから3つの節を引用してい ます67。おそらく、法廷におけるのと同様に、前4世紀が経過していく中で、より頻繁に 文書を用いるという傾向が存在し、この傾向は、ある時点で法律によって強化されたの かもしれません。しかし私たちは、アリストファネスの『テスモフォリア祭を祝う女た ち』で、ミーカが演説を終える箇所「これは私が公に述べること、それ以外は書記とと もに起草するでしょう。」という一節も考慮しなければなりません⁶⁸。A. H. Sommerstein はこの節に関する彼の注釈で「民会での発言者にとって、発言後、彼の見解に対する民 衆の反応を判断できるまで待ってから、自分の見解を票決に付すための正式な動議を提 出するかどうかを決めるということは、珍しくなかった」と示唆しています⁶⁹。私は前4 世紀においてさえ、事前に提出されるのではなく、議論の過程で作成される提案が存在 していた可能性を、私たちは認めるべきだと思います。

複数の意見についての単一の票決はありそうにありません 70 。おそらくアテナイで起こったことは、ローマの元老院で起こったことであり、そのことについて Talbert は以下のように論じています。

複数の対立する提案がなされた場合は、議長が票決に付されるべき提案の選定と票決の順序に関して唯一の決定権を有する。・・・通常、ある程度の支持を集めそうな提案を彼が無視することはほとんど考えられない。・・・おそらく提案された順番に sententiae を票決に付すのが慣例であっただろう。各提案は個別に票決に付され、最初に過半数の支持を得た提案が可決された71。

⁶⁶ E.g. Thuc. 1. 139. 4.

⁶⁷ Hansen, *The Athenian Assembly*, 91. 同書 171 n. 582 は Aeschin. 2. *Embassy* 64–8, 83–4, 3. *Ctesiphon* 100 を引用している。

⁶⁸ Ar. *Thesm.* 431–2. Osborne, "Secretaries, *Psephismata* and *Stelai*", 41–2 は、提案が事前に提出されず、議論の中でなされた場合、これは普通のことであったと示唆する。

⁶⁹ A. H. Sommerstein, *The Comedies of Aristophanes*, viii. *Thesmophoriazusae* (Warminster: Aris & Phillips, 1984), 185 は[Dem.] 17. *Treaty with Alexander* 30, Dem. 18. *Crown* 179 を引用している。C. F. L. Austin & S. D. Olson, *Aristophanes, Thesmophoriazusae* (Oxford U. P., 2004), 188 を参照。

⁷⁰ 選挙については M. Piérart, "À propos de l'élection des stratèges athéniens", *BCH* 98 (1974), 125–46 の 140–2 頁を参照。

⁷¹ R. J. A. Talbert, *The Senate of Imperial Rome* (Princeton U. P., 1984), 281.

Hansen は市民たちが (6000 人の定足数が求められ、そしてその定足数が満たされたこ とが証明できるように投票具が用いられた場合を除いて、彼らがそうしたように)挙手 採決した場合、正確な集計は試みられず、たんに過半数が賛成か反対かを推計するだけ であったことを説得的に論じました72。もし結果が不確かであったか、疑義を呈された 場合、2回目の票決が行われ、2回目の票決では明確な得票差が期待されたのではないか と、私は考えています。プラトンは彼の『法律』における軍事的役職の選挙についての 記述で、「選挙に関する争いは2回まで」許しています。ここで彼は明らかに再度の票決 の要求を意味しています。なぜならば彼はこの後、3回目の争いがあった場合には別の 手続きを用意しているからです73。前 406 年のアルギヌサイの戦いの後の(裁判)手続 きに関するクセノフォンによる説明から、我々は最もよく知ることができます。「日が落 ちて、彼らは手が見えなかった」ので、この問題を話し合う民会の最初の集会は結論を 得ないまま閉会されました。2回目の民会ではエウリュプトレモスによってなされたも う一つの提案がもともと過半数の票を集めました。しかしメネクレスという者が宣誓を したうえで、おそらく議長団が票決結果として宣言した内容に反対し、2回目の票決が 行われました。今度は全将軍に対して一括して死刑判決を下すという 500 人評議会の *probouleuma* が可決されました⁷⁴。

民会の集会は朝早くに始まりました⁷⁵。民会は終日行われたと考えられたこともありましたが⁷⁶、Hansen は、民会は通常昼頃までに終わった(そして 500 人評議会の集会が続いた)と論じ、再びスイスの Landsgemeinde における手続きを並行例として引用しました⁷⁷。この点に関しては彼が正しいことは確かです。実際、典型的な民会はいくつかの議題を取り扱いますが、それらの多くは議論の対象にならないものであり、迅速に処理されたでしょう——特にもし *procheirotonia* を、誰も異議を唱えない 500 人評議会の*probouleuma* を、議論なしに可決する機会として理解する Hansen が正しいならば猶更です——。

私たちはアテナイの民会によって制定された膨大な数の民会決議碑文を持っていますが、それらは制定されたはずの民会決議のうちのほんのわずかな部分を示すに過ぎないのです。すべての民会決議が石碑に刻まれるのではなく、何らかの理由でとりわけ公開に値すると判断されたものだけが石碑に刻まれたと通常考えられています78。この仮定

 $^{^{72}}$ Hansen, "How did the Athenian Ecclesia Vote?", *GRBS* 18 (1977), 123–37 = *Ecclesia* <*I*>, 103–17(–21). *Ath. Pol.* 44. 3 で *proedroi* に関して用いられている動詞は *krinein* 「判断する」である。

⁷³ Hansen, opp. citt. 129-30 = 109-10 は Pl. Leg. 6.756 B 2-6 を引用している。

⁷⁴ Xen. Hell. 1. 7. 7; 1. 7. 34. 誓いに基づいて拒絶するというこの解釈は J. H. Lipsius, Das attische Recht und Rechtsverfahren (Leipzig: Reisland, 1905–15), 393–4 n. 73 によって提案された。

⁷⁵ E.g. Ar. Ach, 19–20, Eccl. 20–1; IG i³ 68. 30 = Osborne & Rhodes 152. 29. しかし Ar. Eccl. 740–1 では、nomos は "The Duration of Meetings of the Athenian Ecclesia", CP 74 (1979), 43–9 の 43 頁 = Ecclesia <I>, 131–7(–8) の 131 頁で Hansen が主張している法律という意味ではなく、楽曲のことを意味している。

⁷⁶ Xen. Hell. 1. 7. 7, Dem. 24. Timocrates 9 に基づく。E.g. de Laix, Probouleusis at Athens, 185.

⁷⁷ Hansen, "The Duration".

⁷⁸ E.g. S. D. Lambert, "Athenian State Laws and Decrees, 352/1–322/1, 1. Decrees Honouring Athenians", *ZPE* 150 (2004), 85–120 \oslash 85 Ξ = Lambert, *Inscribed Athenian Laws and Decrees,* 352/1–322/1 B.C.:

アテナイの民会と 500 人評議会

は最近 M. J. Osborne によって異議が唱えられましたが、S. D. Lambert は通説を擁護するために反論しました。そして条約や重要な外国人に対する顕彰は通常碑文として公開されたはずですが、私は、Lambert は基本的に正しいと思います79。

* * *

ここからは、私の博士論文のテーマである、500 人評議会に移ります⁸⁰。ここにもいま だ確固たる結論が存在しないような興味深い諸問題があります。

第一に、評議会の構成員に関する諸問題があります。『アテナイ人の国制』は、アテナイの10部族の各々から(選ばれた)50人の評議員がいたと述べています(そして10よりも多い数の部族が存在していたヘレニズム期には、依然として各部族から50人の評議員が選出されるようにするために、評議会の定数が増大されました)81。前4世紀以降になると、私たちは500人評議会の全評議員あるいは一つの部族から選ばれた全評議員を列挙した多くの碑文を持っています。それらの碑文から、部族内の個々の区から決まった数の評議員が選出されていたことは明らかです。すなわち小さな区からは1人の評議員、大きな区からは複数の評議員が選ばれました82。しかし前5世紀にはそのような碑文はたった1つか2つしか現存していません。そのうちの1つは前408/7年に奉納を行った、ある部族から選出された評議員のリストですが、50人の評議員が列挙されるために十分なスペースはなさそうで、奉納式に参加した評議員だけが含まれています。もう1つの碑文はおそらく500人評議会全体の構成員表の小断片です83。

必然的に生じるのは、私たちが前4世紀の事例から知っている、異なる区から選出された評議員の定数は、前6世紀末のクレイステネスによる500人評議会の創設以来の定数と同じだったのか、という疑問です。そして、直接的な証拠はありませんが、間接的な証拠は、答えは否であり、私たちが前4世紀の事例から知っている定数は評議会創設以来の定数とは異なっていたと示唆しています84。100年より長い間、異なる区の相対的

Epigraphical Essays (Leiden: Brill, 2002), 3-47 の 5-6 頁は、アテナイは顕彰決議を碑文に刻む習慣を形成する以前にすでに自国の市民を顕彰する習慣を有していたことを示している。

⁷⁹ Osborne, "Secretaries, *Psephismata* and *Stelai*", 48–52; Lambert, "The Selective Inscribing of Laws and Decrees in Late Classical Athens", *Hyperboreus* 22 (2016), 217–39 = Lambert, *Inscribed Athenian Laws and Decrees in the Age of Demosthenes: Historical Essays* (Leiden: Brill, 2018), 47–68.

⁸⁰ Rhodes, Boule (註 53 参照).

⁸¹ Ath. Pol. 43. 2; ヘレニズム期に関しては Rhodes, Boule, 1.

⁸² これらの碑文の大部分は、B. D. Meritt & J. S. Traill, *The Athenian Agora*, xv. *Inscriptions: The Athenian Councillors* (Princeton: Am. Sch. Cl. Stud. Ath., 1974) に集成されている。時には小規模な区は評議員を供出することができず、調整が図られねばならなかった。

 $^{^{83}}$ Agora xv 1 = IG i³ 515 (408/7). J. K. Davies, "A Reconsideration of IG i2 847", LCM 4 (1979), 151-6 は、その碑文は(現在は IG i³ 1040 として、前 5 世紀後半のものと考えられており、そこでは彼の示唆が受け入れられているが)前 4 世紀の人数と同数の、評議員の一覧表の断片であると示唆しているが、現存部分は人数が確かに同数であったことを証明するにはあまりにも小さすぎる。

⁸⁴ Cf. Hansen, "Political Activity and the Organization of Attica in the Fourth Century B.C.", *GRBS* 24 (1983), 227–38 の 230–2 頁 = *Ecclesia II*, 73–84(–91) の 76–8 頁。85–6 頁も参照。前 4 世紀の数については J. S. Traill, *The Political Organization of Attica (Hesperia* Supp. 14 [1975])巻末の Tables of

な人口比が同程度に留まっていたというのはありそうもないということに加えて、明確な証拠がいくつかあります。例えば、アテナイの外港であるペイライエウス区は、前4世紀には9人の評議員を擁していましたが、前5世紀初めまでは、外港としての地位は確立していませんでした85。それに9人の評議員の選出を正当化する人口規模まで発展するにはある程度の時間を要したでしょう。また、アッティカ地方の南東部にあるスニオン岬の近くに位置するアテネ区は、前4世紀には3人の評議員を有していましたが、考古学的調査は、その地域は前6世紀末にはいまだ定住地ではなかったことを明らかにしています86。

前4世紀には評議員は抽籤によって選ばれ、ある特定の文民的役職には1度しか就任できないという一般的な規則の例外として(ただし、当然異なる年に、異なる役職に就くことは可能でしたが)、アテナイ市民は生涯に2度評議員になることが可能でした⁸⁷。これらの規則はクレイステネスによる評議会創設時から適用されたでしょうか。確かなことは言えませんが、私は、答えは否定的なものだろうと思います。アルコン職の任命に関しては、前487/6年に、選挙された少数の候補者名簿から抽籤で任命するという二段階の選出方法が、直接選挙による任命方法に取って代わりました⁸⁸。アテナイが、デロス同盟の構成ポリスのうちの1つであるエリュトライに、抽籤による評議員の任命を課した前450年代末には⁸⁹、500人評議会はおそらく抽籤で評議員を任命していました。しかし元々は選挙によって任命されていたという可能性はあります⁹⁰。

生涯に2度役職を務めることを許可したことについては、任命されうる人物を探し出すことをあまりにも困難にすることのない方法で、異なるポリスが異なる規則によって再任を制限していました。前7世紀クレタ島の都市ドレーロスは、10年以内の、コスモス職への再任を禁じました。アテナイによってエリュトライに設立された評議会では、4年間再任が禁じられました⁹¹。アテナイでは、2度の就任を許可することは、市民数がペロポネソス戦争前の半分になってしまった前4世紀にはやむを得なかった譲歩であり、元々は生涯に1度しか就任できなかった可能性もあります⁹²。私が The Athenian Boule を執筆した当時は、紀元後2世紀までは、3度以上評議員を務めた人物がいるという証拠はありませんでしたが、前3世紀に評議員を3度務めた人物が複数いたことが、近年明

Representation を見よ。

⁸⁵ Thuc. 1. 93. 3–8.

⁸⁶ H. Lohmann, *Atene* (Köln, Weimar & Wien: Böhlau, 1993), 特に i. 204. 彼の要約である"Agriculture and Country Life in Classical Attica", in B. Wells (ed.), *Agriculture in Ancient Greece* (Stockholm: Åström for Swedish Institute at Athens, 1992), 29–60 も参照。

⁸⁷ 籤による選出: Ath. Pol. 43. 2. 2年間: Ath. Pol. 62. 3.

⁸⁸ Ath. Pol. 22.5 (しかし9人のアルコン職のための区からの500人の候補者という記述は、アルコン職と500人評議会を混同したことに由来すると思われる。)2段階の選出方法はソロンによって導入されたが(Ath. Pol. 8.1)、ペイシストラトス一族による僭主政がそれを直接選挙に変更したのは明らかである。

⁸⁹ *IG* i3 14 = Osborne & Rhodes 121. 9.

⁹⁰ Cf. Rhodes, *Boule*, 6–7.

⁹¹ Drerus, Buck 116 = Meiggs & Lewis 2; Erythrae, *IG* i3 14 = Osborne & Rhodes 121. 12.

⁹² Cf. Rhodes, *Boule*, 3. 前5世紀において2度評議員を務めた人物の例は存在しないが、それ以降の時代に属する史料に比べて、我々が有している前5世紀からの史料ははるかに少ない。

らかになっています⁹³。2つの部族が追加され、評議会の定数が500から600人に増加したことで、十分な数の評議員を確保することがより困難になった、前307/6年か、あるいはその後すぐに、このような変更が加えられたのかもしれません。

ある市民が、連続して2度評議員を務めてはならないということはよく主張されます %。そして事実、連続する2年間にわたって評議員を務めた人物の事例も確認されていません。しかし執務審査を受ける義務、すなわち任期終わりの会計報告期間の存在のせいで、直ちに再任されることが妨げられたという議論は、議論として不十分です。なぜならば将軍たちも、他の公職者たちと同様に執務審査を受けなければなりませんでしたが、彼らは頻繁に次年度に再任されていたからです。

古典期において、例えばもし、当初評議員に選出された人々のうちの誰かが資格審査、すなわちアテナイにおいて何らかの公職に任じられる際に、すべての市民が受けるべき認証手続きにおいて否認された場合に備えて、500人の評議員に加えて、より多くの人々が epilachontes、すなわち補欠候補として選ばれたという証拠は、僅かですが存在します。例えば喜劇作者のプラトンの作品からの一節は、ヒュペルボロスが前 421/0 年の評議員に任じられたとき、彼の epilachon が代わりに評議員に就任しなければならなかったことを示唆しています。6 個別の epilachon が各評議員に対して割り当てられていたいうこと、それゆえ評議員を務めることができる 1000人の市民たちが、評議員あるいは epilachontes として毎年割り当てられたということを、純然たる事実として認める研究者 たちもいました。6 しかし、実際にそうであったと信じることは困難であり、私は、もっと少数の epilachontes が選ばれ、その各々は複数の評議員の補欠を務めていたのではないか、あるいは実際は、選任されるべき評議員よりも多くの候補者がいた場合のみ、epilachontes が選出されたのではないかと考えました。7。

ほとんどすべてのギリシア都市には、参加資格のある全市民に開かれた民会と、民会によって取り扱われるべき議案を準備する、より小規模な評議会が備わっていました。アテナイ及び他の都市におけるある重要な問題は、これら2つの機関の間の関係です。民会が有力な機関であり、評議会はその従者であったのでしょうか、それとも評議会が有力な機関であり、民会の権限は大いに制限されていたのでしょうか。この問題に対する一つのアプローチは、どれくらいの、そしてどのような議案が民会によって取り扱わ

70

9

⁹³ 後 2 世紀: Rhodes, Boule, 3 with n. 4. 前 3 世紀: S. V. Tracy, "Antigonos Gonatas, King of Athens", in O. Palagia & S. V. Tracy (edd.), The Macedonians in Athens, 322–229 B.C. (Oxford: Oxbow, 2003), 56–60 の 60 頁, Rhodes, "'Classical' and 'Hellenistic' in Athenian History", Electrum 11 (2006), 27–43 の 33 頁 (n. 35). これは S. G. Byrne, "Agora xv 112 and Iteration of Council Service in Hellenistic Athens", in A. A. Themos & N. Papazarkadas (edd.), Αττικὰ Ἐπιγραφικὰ . . . C. Habicht (Athens: Greek Epigraphic Society, 2009), 215–23 によって受け入れられた。Lambert, Historical Essays, 261–2 も見よ。

⁹⁴ E.g. Hansen, *Demography and Democracy* (Herning: Systime, 1986), 51.

⁹⁵ Plato Comicus fr. 182 *PCG ap.* schol. Ar. *Thesm.* 808–9; cf. Aeschin. 3. *Ctesiphon* 62 with schol. (136 Dilts), [Dem.] 58. *Theocrines* 29, Harp. ε 102 Keaney および ἐπιλαχών に関する他の古辞書。

⁹⁶ E.g. Hansen, *The Athenian Democracy in the Age of Demosthenes* (Bristol Classical Paperbacks. London: Duckworth, ²1999), 248. Traill, "Athenian Bouleutic Alternates", in *Classical Contrubutions . . . M. F. McGregor* (Locust Valley: Augustin, 1981), 161–9 は *Agora* xv 492 を 500 人の評議員と 250 人の*epilachontes* の一覧表であると解釈し、その成立年代を前 380 年-360 年頃とする。

⁹⁷ Rhodes, Boule, 7–8.

れたのかを検討するというものです。そしてアテナイでは、頻繁に民会が開催され、些事から重要事にいたるまで、非常に多くの議案が決定されていたことは、決議碑文やその他の証拠から明らかです。500 人評議会はそれ自体による決定を行う、ある程度の権限を持っていました。しかしそれらは従属的な事柄に関する決定であり、いくつかの民会決議は明示的に、民会の決定に反しない限りにおいて、評議会に補足的な決定を下す権限を与えています98。

とりわけ前4世紀以降、アテナイ人達は彼らの決議文の中で、我々が民会によって議決された2種類の民会決議を区別することを可能にする表現を用いています。すなわち、500人評議会の probouleuma の中で、民会に対してなされた決議案を民会が受け入れることを決定した場合の民会決議と、probouleuma の中に特定の決議案が含まれていなかったか、あるいは特定の決議案は含まれていたが、民会がそれとは異なる決議を行った結果、民会が評議会の決議案を受け入れなかった場合の民会決議です。The Athenian Bouleの中で私はこれら2種類の民会決議について研究し、以下のように結論付けました。前263/2年のクレモニデス戦争の終結まで、両方の種類の民会決議が多数存在している。それはアテナイの意思決定過程において、500人評議会と民会の双方が積極的な役割を果たしていたということを示唆している。しかしその後は、おそらく慣習上の理由で、500人評議会の中の当番評議員団の1つが顕彰されるべきであると勧告する民会決議は probouleuma において提案されなかったが、それを除けばほとんどすべての民会決議は probouleuma 中の決議案を受け入れていた。このことは意思決定過程において、民会がもはや以前のような積極的な役割をはたしていなかったことを示唆している、と9。

確実に年代が特定されうる現存する民会決議の数が少なくなるため、このような分析をより小規模で、より短い期間に当てはめることは、より危険です。しかし時にはそのような試みがしばしばなされており、史料の総数が増えるにしたがって、そのような試みはより試す価値のあるものになりつつあります¹⁰⁰。「寡頭政的な」時期である前 322/1-319/8 年について、我々は強大化した評議会と脆弱化した民会の存在を予測するかもしれません。しかし G. J. Oliver は、弱体化したのはむしろ評議会のようだ、そして民会決議の大部分は評議会提案を受け入れていないと指摘しました¹⁰¹。前 4 世紀のそれ以前の時期について、民主政復古の全期間、すなわち前 403/2-322/1 年において刻まれた民会決議は、これら 2 種類にほぼ均等に分類されることを私は見出しました。他方 Lambert は、この時期の後半すなわち前 352/1 年以降、刻まれた民会決議の大多数は、やはり民会が評議会提案を受け入れなかったものであり、評議会提案を受け入れた民会決議の大部分

 $^{^{98}}$ 示唆された前 5 世紀の事例には問題点もある。しかし 12 13 $^{$

¹⁰⁰ 私自身の、別の期間すなわち前 321/0-263/2 年に対する試みについては、Rhodes, *Boule*, 78-9 n. 3 を参照。

¹⁰¹ G. J. Oliver, "Oligarchy at Athens after the Lamian War: Epigraphic Evidence for the *Boule* and the *Ekklesia*", in Palagia & Tracy, *The Macedonians in Athens*, 40–51、特に 41–7 頁。

は、顕彰決議の内で議論の余地がなさそうな種類のものであったと指摘しました102。

したがって Oliver が前 321 年から 319 年の寡頭政期について指摘したことは、評議会の予期せぬ弱体化というよりは、それ以前の民主政期の 30 年間にわたって優勢であった慣習の継続に過ぎないといえます。各区の構成員から選ばれるというやり方ゆえに、500 人評議会は、市民団の中の毎年変わるサンプルに過ぎませんでした。他方もっとも影響力のある市民たちが連年活動することができた民会は、重大な議題や、異論が存在するかもしれない議題について議論される機関だったのです。対照的に、前 229/8 年から前 198/7 年の間(アテナイがアンティゴノス朝マケドニアに対する従属状態を脱した後)、民会はより頻繁に評議会提案を受け入れており、意思決定過程においては、評議会の方がはるかに重要であり、民会はそれほど重要でなかったということを、以前私が発見したように、Lambert は見出しました。

500 人評議会についての別の疑問は、「prytaneis(当番評議員)の trittys(3 分の 1)」に関するものです。『アテナイ人の国制』は、ある 1 日の間議長を務める prytaneis の epistates (議長)は tholos(円形堂)、すなわち prytaneis の 語所に、議長を務める 24 時間の間ずっと留まり、彼が任命する「prytaneis の trittys」も彼と共に留まると述べています 103 。しかし prytaneis の trittys とは何だったのでしょうか。もしそれが数学的な 3 分の 1 の近似値ならば 104 、それは決して正確な 3 分の 1 にはなり得ません。なぜなら、50 も(もしepistates を除外するなら)49 も 3 で割り切れないからです。この節を除いて、我々がアテナイにおける trittys と出会う唯一の文脈は、部族の trittyes です。クレイステネスによって創設された 10 部族の各々は、3 つの trittyes に分割されていました。その内の 1 つはアッティカ地方の都市部に、1 つは沿岸部に、あと 1 つは内陸部に位置していました。それゆえ最も単純な解釈は、『アテナイの国制』は、これらの trittyes の内の 1 つに属する prytaneis のことを意味しているというものです 106 。しかし私たちは前 4 世紀とそれ以降の世紀における 500 人評議会の構成から、確かに各部族は 50 人ずつ評議員を供出していたものの、各 trittyes の規模は、個々の区と同様に、全く異なっていたことを知っています。

いくつかの部族では、評議会構成員の前 4世紀における一覧表の配列が、その部族の 50 人の評議員達の、より等しい 3 つの集団への分割を反映している可能性のある、ある 種の傾向を示しています。そしてここに部族の trittyes とは異なる「prytaneis の trittyes」を見出す人たちもいます 107 。

この見方に対して、私はかつてある程度の共感を持っていましたが、碑文にはこの説

¹⁰² Lambert, *Historical Essays*, 227–71.

¹⁰³ Ath. Pol. 44, 1.

¹⁰⁴ E.g. G. Gilbert, trans. E. J. Brooks & T. Nicklin, *Constitutional Antiquities of Sparta and Athens* (London: Sonnenschein, 1895), 272.

¹⁰⁵ Ath. Pol. 21.3-4 (旧4部族も trittyes に分けられていた)。

¹⁰⁶ E.g. Busolt & Swoboda, Griechische Staatskunde, ii. 973 with n. 2.

¹⁰⁷ W. E. Thompson, "τριττὺς τῶν πρυτάνεων", *Historia* 15 (1966) 1–10 において初めて示唆され、Rhodes, "τριττὺς τῶν πρυτάνεων", *Historia* 20 (1971), 385–404 によって共感をもって論じられ、C. W. J. Eliot, "Aristotle *Ath. Pol.* 44. 1 and the Meaning of Trittys", *Phoenix* 21 (1967), 79–84, 特に 83–4 n. 18 によって否定された。

を強く支持するような規則性は存在しません。Hansen は、我々はここで前 4 世紀における評議会の構成員の改革の証拠を手にしているのだと主張しました。つまりクレイステネスによる元々の構成では、部族の各 trittyes はほぼ同規模であり、そして前 4 世紀の改革で沿岸部や内陸部に位置していたいくつかの区が、[各 trittyes 間の人口の] 等数性を維持するために、市域の trittyes に割り当てを変更された、というのです 108 。私たちはこの点については推測することしかできないと思います。確かに初期における各区から選出された評議員の数が、前 4 世紀のそれとは異なっていたことは十分にあり得ます。しかし我々は、元々の人数が何人であったかを見積もることはできませんし、等数性のために区が別の trittyes に割り当てを変更されたのかどうかも疑わしいと思います。私は今では、「prytaneis の trittys」とは各部族が分割されているところの3 つの領域区分としての trittyes の内の1 つに属している prytaneis を意味しているらしいと考えています。そしてもしそれが時に [50 人ないし49 人の] 3 分の1 より多くても少なくても、問題はなかったという点に関して、C. W. J. Eliot に同意します 109 。M. H. Chambers は、epistates は通常、彼自身が属する trittys から $[prytaneis\ o\ trittys\ e$ を務める] 議員を招集したであろう、と示唆しています 110 。

『アテナイ人の国制』は、かつて 500 人評議会は法廷として、死刑をも含む刑罰を科す無制限の権限を持っていたが、評議会が死刑を宣告した男に対する、裁判所における裁判を、ある人物が強く主張したという出来事の後、民会は、評議会が科すことを望む刑罰は、裁判所において裁可されなければならないと決定したと主張しています¹¹¹。我々は他の史料から、個々の役人が彼らの管轄である事柄に関して、より低額の罰金を科すことができたように¹¹²、前 4 世紀には評議会は依然として 500 ドラクマまでの罰金を科することができたことを知っています。そしておそらくこれは絶対的な権限であり、これらの罰金は上訴の対象ではありませんでした¹¹³。同様に、ある状況において、評議会

¹⁰⁸ Hansen, "Asty, Mesogeios and Paralia: In Defence of Arist. *Ath. Pol.* 21. 4", *C&M* 41 (1990), 51–4. Traill, "Diakris, the inland Trittys of Leontis", *Hesperia* 47 (1978), 87–109 は、元々は前 4 世紀における再編を信じていた。しかし 109 頁に対する *addendum* において彼は、人口規模が等しい *trittyes* は、クレイステネスの改革に由来する *trittyes* であったが、クレイステネスはそれを実現するために、3 つの領域区分〔都市部、海岸部、内陸部〕の内の1つに、各 *trittys* 全体を置くことはしなかったと示唆した。

¹⁰⁹ Eliot, "Aristotle *Ath. Pol.*", 84. Rhodes, *Aristotele, Costituzione*, 325 = *The Athenian Constitution*, 354-5 において、私は依然として態度を明確にしなかった。.

¹¹⁰ M. H. Chambers, *Aristoteles Werke in deutscher Übersetzung*, x. 1. *Staat der Athener* (Berlin: Akademie-Verlag, 1990), 353–4.

¹¹² 評議会が科せる罰金の上限500ドラクマについては[Dem.] 47. Evergus & Mnesibulus 43、役人が 罰金を科す権限 (epibolai) については例えばLys. 30. Nicomachus 3やDem. 43. Macartatus 75に引用 される法律 (アルコンの権限) を参照.

¹¹³ A. R. W. Harrison, *The Law of Athens* (Oxford U. P., 1968–71), ii. 4–6 は、Lipsius, *Das attische Recht*, 196–8 (Chambers, *Staat der Athener*, 356 が踏襲) に反対する。ギリシア世界における略式罰金については L. Rubinstein, "Summary Fines in Greek Inscriptions and the Question of 'Greek Law'", in P.

は罰としてではなく、彼らが裁判を受けるか罰金を支払う前に逃亡することを防止する ための予防的措置として、人々を投獄することもできました¹¹⁴。

しかし評議会が『アテナイ人の国制』が過去の話として主張するような無制限の権限 を持っていたのはいつのことでしょうか。『アテナイ人の国制』は国制の11回の「変革」 の最後のものとの関連で、「なぜなら評議会の判決さえも demos に委ねられたからであ る」と述べています¹¹⁵。P. Cloché を含む何人かの研究者は、この節は評議会がその無制 限の権限を前4世紀まで失わなかったということを意味していると推測しています。し かし史料は前5世紀末において評議会の権限が無制限であったという見方を支持しませ ん。したがってこの発言を11番目の変革に関する言及ではなく、初めから11番目の変 革にいたるアテナイの国制の発展の全過程に関する言及であると読む方が適切でしょう。 ソロンによって創設された400人評議会が、前6世紀においてそのような権限を持って いたと考えるのは困難です。別の研究者たちは、クレイステネスによって創設された500 人評議会は、創設当時は強大な機関であったが、その権限はわずか数年後、すなわち前 501/0 年に 500 人評議員就任時の誓いが導入されたときに弱められたと考えました¹¹⁶。 しかし私は役職就任時の誓いはクレイステネスの改革への重大な修正ではなく、その到 達点として解釈されるべきだと思います¹¹⁷。私は、前 462/1 年にエピアルテスによって アレオパゴス評議会から諸権限がはく奪される以前に、500 人評議会が何らかの罰則を 科す権利を有していたとは思いません118。そして、500 人評議会がそれ以降与えられた 権限は、初めから制限されていたと考えています。500 人評議会は、はく奪されてしま ったと言われた無制限の権限を、そもそも持っていなかったのです。しかし古代ギリシ ア人たちは、何人かの現代の研究者と同じく、以下のように結論付けたのかもしれませ ん。すなわち、ある特定の事をしないと誓う評議員の誓いの文言を根拠にして、その誓 いが課されるようになる以前は、評議会はそれらの事をしていた、そして処刑から救わ れた男の話は、元々はアレオパゴス評議会との関連で語られた話であったか、あるいは 評議員の誓いにおける誓言内容を説明するために用いられた全くの作り話だったのだと。

「アテナイ人の国制』第 41 章第 2 節の〕少し後に、『アテナイ人の国制』の真正なテクストは何であるべきか、ということに関する疑問が生じます。「評議会はすでに建造された三段櫂船、装備、および格納庫の管理を行い、また民会が採決した三段櫂船か四段櫂船のいずれかも建造する¹¹⁹。」ギリシア語原文は、ποιεῖται καινὰς δὲ τριήρεις ἢ τετρήρεις と述べていますが、δὲ がこの位置にあるのは明らかに誤りです。しかしそれは単に削除されるべきなのか、あるいは何かほかの単語――おそらく評議会が毎年建造すべく努めた新造船の数を意味する数詞――が誤写されたものなのでしょうか。複数の時期にギリ

Perlman (ed.), Ancient Greek Law in the 21st Century (U. of Texas P., 2018), 104-43 を参照。

¹¹⁴ 投獄: Dem. 24. Timocrates 144-8, Ath. Pol. 48. 1.

¹¹⁵ Ath. Pol. 41. 2.

¹¹⁶ Ath. Pol. 22. 2, および、例えば J. A. O. Larsen, representative Government in Greek and Roman History (U. of California P., 1955), 15–18.

¹¹⁷ Cf. W. Peremans, "La Jurisdiction pénale de la Boulè d' Athènes au début du Ve siècle avant J.-C.", *LES* 10 (1941), 193–201.

¹¹⁸ 特に Ath. Pol. 25. 2, Plut. Cim. 15. 2, Per. 9. 5 を見よ。

¹¹⁹ Ath. Pol. 46. 1.

『アテナイ人の国制』の〕後の章は、評議会が関わる複数の dokimasiai(資格審査)、すなわち〔役人の〕認証制度について扱っています。これらとともに、「評議会はかつて paradeigmata と peplos について裁定を下した。しかし現在ではそれは籤によって選ばれた法廷において行われる。なぜならば評議員たちは裁定の際に、依怙贔屓をしていると考えられたからである。」と伝えられています125。 peplos は女神アテナの祭祀像のために作られた新しい外衣であり、4 年ごとに開催される大パンアテナイア祭の祭礼行列の際に運び出されました126。しかしここで paradeigmana は何を意味しているのでしょうか。この言葉は建築物や彫像、絵画、あるいは他の技術を要する作品のための原型や設計図を意味しえます127。そしてたいていの注釈者は、ここでの言及は公共事業一般の計画書のことであると解釈してきました128。しかし何人かの注釈者は、paradeigmata を peplosと関連付けて、この節は、評議会がそのたびごとに新しい peplos のデザインを承認したということを意味していると推測しました。そして F. Blass はそのような意味をよりは

¹²⁰ Kenyon は δ を削除, B. Keil は δ ′ = 4, W. Kolbe は Δ or δ ϵ $\kappa \alpha$ = 10 と修正。 Diod. Sic. 11. 43. 3 はペルシア戦争後、各年 20 隻の建造目標をテミストクレスに帰しており、他のテクストにおいて他の建造目標を見出す試みがなされてきた。

¹²¹ Dem. 22. Androtion, 特に 8-20 節。

¹²² *IG* ii2 1627. 275–8, 1628. 495–7, 1629. 808–12, および N. G. Ashton, "How Many *Pentereis*?", *GRBS* 20 (1979), 237–42, on 1629 を見よ。

¹²³ D. J. Blackman, "The Athenian Navy and Allied Naval Contributions in the Pentecontaetia", *GRBS* 10 (1969), 179–216 at 202–16 (この説に関しては 204 頁).

¹²⁴ Rhodes, Aristotele, Costituzione, ԽԱՄ The Athenian Constitution, Chambers, Aristoteles, Ἀθηναίων Πολιτεία (Leipzig: Teubner 1986), ad loc.

¹²⁵ Ath. Pol. 49. 3.

¹²⁶ Pl. *Euthphr*.6 C 2–3, 古辞書 Harp. π 51 Keaney πέπλος など。

¹²⁷ E.g. Hdt. 5. 62. 3, Pl. Resp. 6. 500 E 3-4, IG i3 476. 258-9, 262, 342, ii2 1668. 95.

¹²⁸ E.g. Wilamowitz, *Aristoteles und Athen*, i. 212–3 with n. 50.

っきりと表現するために、テクストを修正しました¹²⁹。このことに関連する他の史料は存在せず、決着をつけることは困難です。私は元々一番目の解釈、すなわち公共事業一般の計画書という解釈を好んでいました。しかし私の『アテナイ人の国制』の校訂本では、テクストは修正しないけれども、*peplos* との関連という解釈を選びました。Chambersも彼の注釈書で同様の立場を取っています¹³⁰。

その他の論点として、これは『アテナイ人の国制』の中で苛立ちを覚えるほど簡略な節の内の1つです。我々はいつこの務めが評議会から法廷に移されたのか、そしてこれは単独の改正なのか、それとも一連の改革の一部だったのかを知りたいのです。また新しい制度において、どの役人がこの件を法廷に提起する責任を負っていたのかも知りたいのです。評議会から法廷への移転については、我々は推測することしかできません。しかし、後の節には、籤によって選ばれたアテナイの多くの役人の内のある者たちは、かつてアルコンたちとともに各部族から選ばれたが、他の役人は各区に割り当てられていた。しかし区が彼らに割り当てられていた役職を「売っていた」ことが判明したので、それらの役職の大部分は部族全体〔に割り当てられる役職〕に移された、という記述があります「3」。これは評議会が依怙贔屓をしていた故に、peplos に関する決定を評議会から法廷に移したのと同様の改革です。もちろんこれらが同時に行われる必然性はありませんが、これら二つの移転が同時に行われたとすれば、合点がいきます。そして役人の割り当ての移転は遅くとも前370年頃以前だと考えることができます。なぜならば、それ以降、抽籤器(kleloteria)を用いた役人選出の体制が導入されるのですが、それは区ではなく部族ごとに行われたからです「32。

これらの件を法廷に提起する役人に関しては、後の節が、『アテナイ人の国制』の時代には、athlothetai(競技委員)として知られる専門の役人がいたことを伝えています。そして彼らは、各役人団が 1 つの大パンアテナイア祭の実施に対して責任を負うように、1 年ではなく 4 年間役職を務めました。彼らの職務には、新しい peplos がアクロポリスへと運び込まれる祭礼行列も含まれており、はっきりと、彼らが「peplos を作らせる」と伝えられています 133 。 ergastinai として言及される女性たちがこれの制作に当たり、arrephoroi として知られる 7 歳から 11 歳の上流階級の少女たちが何らかの形でそれに関わりました 134 。しかし atholothetai が全体の責任者であったようです。いったん彼らがこの職務を担うようになった後は、(彼らの名前は、この役職は元々競技会のみに責任を負っていたことを示唆していますが 135 、) 彼らが peplos のデザイン案を法廷に提起する役

¹²⁹ F. Blass, Aristotelis Πολιτεία Άθηναίων (Lepizig: Teubner, 1892)は、καὶ τὰ παραδείγματα τὰ εἰςτὸν πέπλον を καὶ τὰ παραδείγματα καὶ τὸν πέπλον と読み、G. Kaibel, Stil und Text der Πολιτεία Άθηναίων des Aristoteles (Berlin: Weidmann, 1893), 220 によって賛同された。

¹³⁰ Rhodes, Boule, 122 に対して Rhodes, Commentary, 568–9, Aristotele, Costituzione, 342, The Athenian Constitution, 373, Chambers, Staat der Athener, 369.

¹³¹ Ath. Pol. 62. 1.

¹³² J. H. Kroll, *Athenian Bronze Allotment Plates* (Harvard U. P., 1972),特に 99–104 頁の要約を参照。

¹³³ Ath Pol 60 1

¹³⁴ R. C. T. Parker, *Polytheism and Society at Athens* (Oxford U. P., 2005), 218–28 を見よ。*ersephoroi* という形でも現れるこの単語の重要性については不明。

¹³⁵ J. A. Davison, "Notes on the Panathenaea", JHS 78 (1958), 23–42 at 29–33 = Davison, From Archilochus

人となったことは明白でしょう。

* * *

アテナイ民主政は魅力的な現象であり、それに対して我々は多くの史料を持っています。それは様々なやり方で研究されえます。公的な制度について研究することは、やりがいのある1つのやり方です。そして私が民会と 500 人評議会に関して示したように、答えを知りたいけれども、いまだにそれらに関するはっきりとした答えを得ていないような諸問題があるのです。

to Pindar (London: Macmillan, 1968), 28–69 の 41–8 頁(彼らの責任の増大を前 421/0 年の直後とする)。